

## 佐伯市議会の交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、佐伯市議会議長、副議長及びこれらの者の代理として、佐伯市議会を代表し、対外的活動を行うために社会通念上必要と認められる交際上の経費（以下「交際費」という。）の支出基準及び支出の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 市議会交際費の支出区分と内容は、次の各号に定めるとおりとし、社会通念上儀礼の範囲内の額を支出するものとする。

1 慶・祝費

個人や団体等が催す祝事、記念行事、祝賀会、式典等に対する祝意に係る経費。

2 弔費・見舞金

市政、市議会と直接かつ密接な関係があるもの、また、市勢の発展に功績のあった者等に対する香料、供物、見舞等に係る経費。

3 会費

各種団体が行う懇親会、情報交換等を目的とする会合の出席に要する経費。

(1) 会費の額が定められているときは、当該会費の額とする。

(2) 会費の額が定められていないときは、懇親会などの目的、形式、場所等を考慮した金品とする。

4 賛助・協賛金

各種大会等の開催の協賛に要する経費、各種団体等の活動趣旨賛同に要する経費。

5 贈答費

外部との交渉、交際に要する土産等の購入に係る経費。

6 その他

上記に規定するほか、市議会運営上必要な交際に要する経費として、議長が特に認める経費。

(公表の内容)

第3条 交際費の支出状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 前条に定める支出区分

(2) 支出年月日

(3) 支出金額

(4) 内容等（個人情報保護に十分配慮するものとする。）

(公表の方法)

第4条 交際費の公表は、佐伯市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成30年6月12日から施行し、平成30年4月1日の支出分から適用する。